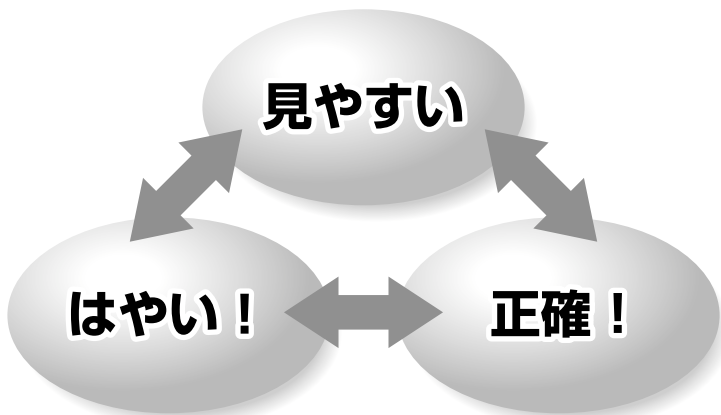


戸籍がコンピュータ化されます



平成19年3月26日から 戸籍システムがスタート!!

平成6年12月に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務がコンピュータ処理することが出来るようになりました。

八重瀬町では、行政サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、平成19年3月26日(月)から実施する予定です。

◆お問合せ 八重瀬町役場 住民課
(998-2443)

戸籍の改製について

日本では、明治4年に戸籍法が制定され、これまでに何回かの法改正を経てきましたが、今回の法改正により、戸籍の新时代が来たといえるでしょう。

今回の戸籍改製は、八重瀬町の戸籍全てが対象となっております。ただし、住所が八重瀬町内である方でも、本籍が八重瀬町でない方は対象とはなりません。

戸籍事務をコンピュータ処理するとどうなるの？

- 戸籍の届出が正確に速く処理され、届出から証明書の発行迄の時間が短縮されます。
- 現在の和紙原本から磁気原本に変わりますので、帳簿類が電子化されプライバシーの保護が強化されます。
- 戸籍の謄本・抄本は、これまでの縦書き文書形式から横書きの項目化された、非常に見やすいものになります。

今までの戸籍はどうなるの？

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化へ改製された原本戸籍)として、役所に100年間保存されます。

もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今までどおり申請することにより交付が受けられます。

使用される文字は？

戸籍に記載されている氏・名で使用されている文字が、「誤字(書き間違えたまま使用されている文字で正しい字形でないもの)」の場合、漢和辞典などに挙げられている正字と俗字(法務省で定められている文字)に改められます。戸籍中の氏・名に誤字が含まれている方には、2月中旬ごろに通知を行います。



戸籍のQ&A

- Q 戸籍とは？
A 戸籍は日本人の一人一人の身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹など)を記載した公簿です。
- Q どんな内容が載っているの？
A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。
- Q 筆頭者と世帯主は同じ？
A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。また、世帯主とは一つ屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。
- Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの？
A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜き、書き移したものです。